Newsletter

31 January 2019

Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 30

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 30 となる本号では、会社法改正要綱案、確約手続を導入する独占禁止法改正、BEPS 防止措置実施条約が日本とシンガポールの間で発効、Brexit の最近の動向について等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

I. 日本

- 会社法の改正に関する要綱案が確定、今国会で法案提出へ
- 確約手続を導入する独占禁止法改正
- BEPS 防止措置実施条約(MLI)が日本とシンガポールの間で発効

Ⅱ. アジア

- <u>インドネシア: インドネシアにおける近時の税制改正-租税条約の適用に関</u>する行政要件を軽減等
- フィリピン:第11次外国投資ネガティブリスト発効

Ⅲ. ヨーロッパ

■ 英国: Brexit に関する最近の動向と今後の対応

■ トルコ:ウェブ広告サービス業者に対する源泉徴収義務の追加

I. 日本

会社法の改正に関する要綱案が確定、今国会で法案提出へ

2019年1月16日、法務省の法制審議会会社法制(企業統治等関係)部会において、「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案」が決定された。会社法の改正をめぐっては、2018年2月に中間試案が公表されて改正の方向性が示され、これに基づいてパブリックコメント手続が行われた。その後パブリックコメントで寄せられた意見等に基づいて同部会でさらなる検討が行われ、今般、改正法の概要を示す要綱案が決定された。今後、要綱は法務大臣に答申された後、2019年の通常国会に法案として提出される予定で、順調に進めば2020年頃に改正会社法が施行される見込みである。本稿では要綱案の主要な内容について概説する。中間試案の内容については、本ニューズレターVol. 20を参照。

株主総会資料の電子提供制度

要綱案ではまず、株主総会資料の電子提供制度が盛り込まれている。株式会社が定款に株主総会資料の電子提供制度を利用する旨の定めを置くことで、株主総会の資料をウェブサイトに掲載するなどして株主に提供できるようになり、この場合、株主に対しては、そのウェブサイトのアドレス等が書面で通知されることになる。

現在、公開会社については株主総会の資料は総会日の2週間前までに発送することになっているが、株主が議案の内容を検討する時間が短いと指摘されている。そこで、電子提供制度という会社の事務負担を軽減する手段を導入する一方で、電子提供をする場合には、総会日の3週間前又は招集通知を発した日のいずれか早い日までには電子提供を開始しなければならないとする。

上場会社についてはこの電子提供の制度を義務化するため、振替株式を発行している会社は、改正法の施行日に、電子提供措置を取る旨の定款の定めを設ける定款変更決議をしたものとみなされる。

株主提案権の制限

膨大な数の議案が一人の株主から提案され、正常な株主総会の運営に支障をきたしかねない事例が見られることに対応し、株主提案権に一定の制限を課すことが検討されてきた。

要綱案では、株主が提案できる議案の数を 10 までに制限することや、この場合の議案の数え方の詳細が決定された。また、名誉侵害の目的がある場合や株主総会の適切な運営が著しく妨げられる恐れがある場合の提案の制限も盛り込まれた。一方で、中間試案において、引き続き検討すると整理されていた、提案権行使のための持株要件(特に 300 個以上の議決権という要件)の論点については改正しないこととなった。

また、関連して、濫用的な議決権行使書面の閲覧謄写請求を制限する規定が 新設される。

取締役の報酬等に関する規律

現状、多くの株式会社では、取締役の報酬は株主総会決議で総額の最高限度を定め、その枠内での各取締役に対する個別の配分については、取締役会で決定したり、取締役会から特定の取締役に再一任して決定されている。

取締役の報酬等の透明性を高める必要性が社会的に注目される中、要綱案では、①監査役会設置会社(公開会社かつ大会社に限る)で有価証券報告書提出会社及び②監査等委員会設置会社については、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を取締役会で定めなければならないとする。また、公開会社

については、取締役の報酬等に関する事項について、事業報告による情報開示を強化する。

一方で、取締役の報酬について、適切に職務を執行するためのインセンティブとしての機能が重視されてきており、これに対応して改正法には、株式や新株予約権を報酬として取締役に与える場合に関する規定が盛り込まれる。 具体的には、株式や新株予約権を内容とする報酬を与える場合の手続規程が新設されるほか、上場会社が株式や新株予約権を報酬とする際に、取締役が金銭を払わずに取得できるように手当てがなされる。

役員等のための補償契約・役員賠償責任保険契約

現行の会社法では、会社補償(取締役等が責任追及に係る請求を受けた場合などに費用等を会社が補償するもの)に関する規定はないが、優秀な役員人材を確保し、適切なインセンティブを与えるために会社補償の有効性が指摘されている。一方で、会社補償は会社と役員の間に利益相反的な構造が生まれるため、適切な規制が必要でもある。そこで要綱案では、会社と役員等が会社補償に関する補償契約を締結する場合について、締結するための手続、補償できる範囲や制限を定める。

また、現在でも広く利用されている役員賠償責任保険(D&O保険)についても新たに定めを置き、保険契約の内容決定のために必要な手続等を定める。

いずれについても、公開会社では事業報告において開示が必要になる。

社外取締役の活用

取締役が会社の買収者側になるマネジメントバイアウト取引を典型例とする、取締役と会社の間に利益相反構造が存在する取引などを想定して、会社がこのような取引の検討や交渉を社外取締役に委託することができるという制度を明文で創設する。また、このような業務を一度でも執行することにより、社外取締役が社外性の要件を欠くことにならないように手当てがなされる。

一方、中間試案の段階においては、監査役設置会社の機動的な業務執行の決定を促進するため、一定の要件を満たす監査役設置会社について、指名委員会等設置会社において執行役に委任することができる事項と同じ範囲で、重要な業務執行の決定を取締役に委任できるようにする制度を設けることが検討されていたが、必要性が高くないという指摘などがあり、これについては要綱案には盛り込まれないこととなった。

社外取締役の義務化

会社法では現在、公開会社かつ大会社である監査役会設置会社で、有価証券報告書を提出する株式会社は、社外取締役を置いていない場合には、株主総会において「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明し、かつ、事業報告等を通じて株主に開示しなければならない。この規制が及ぶ会社について、さらに進んで社外取締役を置くことを義務化するかどうかが検討されてきた。

この点については、上記の説明義務と 2015 年に導入されたコーポレートガバナンスコードの適用開始以降、上場会社の社外取締役の設置が非常に高い割合で実施されていることもあり、会社法で義務付ける必要がないという意見が出るなど、部会での議論でも意見が分かれていたが、会社法で明確に義務にすべきという方向でまとまり、義務化が盛り込まれることとなった。

株式対価 M&A の新手法、株式交付制度の創設

買収会社の自社株式を対価とする M&A は、手許に十分な現金のない企業でも 機動的に企業買収を行うことができるなどのメリットがあり、欧米では積極 的に活用されている手法である。一方、我が国では買収会社の株式を対価とする株式取得に関する会社法上の規制の障害が大きく、ほとんど利用されていない。そこで、今回の会社法改正では、株式を対価とする M&A をより容易にできるようにするために、株式交付という制度を導入する。

現在の会社法の下で、株式を対価とする M&A を実現するには、一つの方法として株式交換が利用できる。しかし、株式交換を実施すると、法律上当然に全ての対象会社株式が取得されるため、完全子会社化を目指さない M&A 取引には利用できない。もう一つの方法としては、買収会社が募集株式の発行を行い、これに対して対象会社の株主が対象会社株式を現物出資財産として出資を行う方法がある。しかし、この場合には現物出資に伴う手続規制や財産価格填補責任などのハードルが高いと指摘される。

これに対して、新たに創設される株式交付は、買収会社が対象会社を子会社 化するために、対象会社の株式をその株主から譲り受けて、譲渡人に対して 対価として買収会社の株式を交付する組織法上の行為であり、出資に関する 規制は適用されない。そしてここでは、株式の譲り受けは対象会社の株主と の個別の合意に基づくため、全ての株式を取得する必要はない。そのため、 この株式交付の制度の導入により、株式を対価とする M&A に利用できる手法 の選択肢が広がり、会社法上の課題が改善されることが期待されている。

なお、中間試案の段階では、対象会社が外国会社である場合にも利用できるようにすることが検討されていた。株式交換が一般に外国会社を対象会社とする買収の場面では利用できないと考えられていることとの比較で、株式交付の導入により、株式を対価とする M&A の活用がかなり広がるのではないかと考えられた。しかしながら、その後の部会の検討の過程で、外国会社の性質やその国の法制度によっては、株式交付が実際に実施できるか否かの判断が難しい場面が想定できることを理由として、最終的には株式交付が利用できる対象会社の種類は、日本の会社法上の株式会社に限られることとなった。

現在、株式を対価とする M&A が進まない理由として、上記の会社法上の障害に加え、買収に応じた対象会社の株主に、金銭対価を受領しないにもかかわらず、株式譲渡益・譲渡所得への課税が生じるという課題がある。これについて、株式対価 M&A の会社法上の手続を一定の要件の下に緩和する手段を定める産業競争力強化法に基づいて認定を受けた事業再編については、平成 30 年度税制改正において、買収に応じた対象会社株主への課税の繰延措置が導入された。今後の会社法の改正で、株式交付の制度が導入される際には、同様の税法上の繰延措置を置くことが再度検討されることになろう。

社債の管理

社債管理に関しては、より簡易な形で社債管理の事務を委託する社債管理補助者の制度を創設して、社債管理者の確保の困難性などの課題に対応するほか、社債権者集会の決議省略の制度が導入される。

取締役等の責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟において和解をするに は、監査役等の同意を要するという規定が設けられる。

キャッシュアウトの際の情報開示の充実

全部取得条項付種類株式の取得又は株式併合を利用したスクイーズアウトの際に行われる端数処理手続に関して、事前開示として、端数処理の方法を具体的に記載させて開示を充実させる。

新株予約権に関する登記

現在は新株予約権の登記事項について、非常に細かい払込金額の算定方法ま で登記事項になっていて、その煩雑さが問題となっているところ、登記申請 の時までに払込金額が確定した場合は、算定方法ではなく、その払込金額が 登記事項になるという改正が行われる。

取締役等の欠格条項の削除等

取締役や監査役等の資格について、現在は成年被後見人や被保佐人は取締役 や監査役等になることができないとされる。この点について、中間試案には 盛り込まれていなかったが、要綱案において明記された事項として、これら の欠格条項を削除して、成年被後見人や被保佐人も取締役等に就任すること ができることにしたうえで、就任承諾の効力要件に関する規定等を整備する。

法人登記に関する見直し事項

株式会社の代表取締役等について、その住所が登記事項とされており、誰で も登記事項証明書を取得してその住所を知ることができる。これについて中 間試案段階では、法改正によって登記事項証明書の交付に制限を設けること が検討されていた。しかし、さらなる部会での検討の結果、法改正は行わず、 法務省令の改正により、一定の場合に代表者の申し出に基づいて登記官が措 置を取ることで、住所を登記事項証明書に表示しないことができるという制 度を設ける方向になり、その旨の付帯決議が要綱案の決定と併せてなされた。

また、現行法では、会社は、本店所在地において登記するほか、支店所在地 においても登記をする必要があるが、この支店所在地における登記は廃止さ れる。

最初のページに戻る

確約手続を導入する独占禁止法改正

独占禁止法が改正され、公正取引委員会(以下「公取委」)と事業者との合 意により、独占禁止法違反の疑いについて自主的に解決する制度である確約 手続が導入された(2018 年 12 月 30 日発効)。これは、環太平洋パートナ-シップ協定(TPP 協定)において、「各締約国は、自国の国の競争当局に対 し、違反の疑いについて、当該国の競争当局とその執行の活動の対象となる 者との間の合意により自主的に解決する権限を与える」ことが求められてい たことから、当該規定を担保するために制度を新設したものである。

確約手続を利用できる対象行為は、原則として私的独占、不公正な取引方法 等独占禁止法において禁止されている行為類型であるが、(1) 入札談合、価格 カルテル等のいわゆるハードコアカルテル、(2) 10 年以内に違反被疑行為と 同一の違反行為について法的措置を受けたことがある場合、及び(3) 刑事告発 の対象となるような国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重 大な違反被疑行為の場合には、確約手続の対象としないされている(公取委、 「確約手続に関する対応方針」)。

確約手続を利用する場合は、事業者は、違反被疑行為を排除するために十分 であり、かつ、確実に実施されると見込まれる確約措置を記載した確約計画 を公取委に提出し、その認定を受ける必要がある。典型的な確約措置として、 違反被疑行為を取りやめること又は取りやめていることの確認等、取引先等 への通知又は利用者等への周知、コンプライアンス体制の整備、契約変更等 が挙げられる。

確約手続により、違反被疑行為を早期に是正し、市場における競争阻害行為 となりうる行為を迅速に除去することができる。また、事業者にとっては、

確約計画の承認により公取委の調査手続が終了し、その対応に要する負担が 軽減するとともに、独占禁止法違反の認定はなされず、排除措置命令や課徴 金納付命令を受けることもないという利点がある。他方、確約計画が承認さ れなかった場合には通常の審査手続が再開されるが、確約計画申請時に提出 した情報や資料等が審査手続において利用される可能性がある。確約手続を 円滑に進めるためには、公取委と事業者との密接なコミュニケーションが重 要であり、今後の公取委の運用を注視する必要がある。

最初のページに戻る

BEPS 防止措置実施条約(MLI)が日本とシンガポールの間で発効

1. 概要

2018 年 12 月 21 日にシンガポールが BEPS 防止措置実施条約の批准書、受諾書を寄託したことが確認され、日本とシンガポールの間の租税条約に関連して両国が選択した事項について 2019 年 4 月 1 日に効力が発生することが財務省より発表された。

2. 実務的な影響等

(1) 新しい恒久的施設の定義の不選択

BEPS 防止措置実施条約の文脈では、シンガポールは恒久的施設の定義については選択をしていないことが特徴として挙げられる。これは、シンガポールが多国籍企業の地域の事業統括の拠点として機能し、域内の顧客とシンガポール事業統括会社の間で直接取引が行われているビジネスモデルを採用しているケースも少なくなく、BEPS 防止措置実施条約による恒久的施設の範囲拡大によってシンガポール事業統括会社が、シンガポール以外の国で課税される可能性が生じることをシンガポールが念頭に置いているのではないかと推測される。日系企業のシンガポールの事業統括会社が、シンガポール以外の国に所在する顧客に直接売上をあげている場合などでは、シンガポールと当該シンガポール以外の国との間の租税条約については古い恒久的施設の定義、つまり範囲の狭い定義が引き続き適用されることになる。これは日本とシンガポールの間でも同様である。

(2) 主要目的テスト(PPT)

日本とシンガポールはともに主要目的テスト(Principal Purpose Test(PPT))を選択している。このことから、日本とシンガポールの租税条約の恩典享受のためには、主要目的テストを満たす必要がある。

(BEPS 防止措置実施条約における主要目的テスト)

条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

これは現行条約第22条に規定する減免の制限に加えて適用される措置と考えられる。

(現行条約 第 22 条)

- 1. 日本国内の源泉から生じた所得につき日本国において条件付きで又は無条件に租税を減免することがこの協定に規定されている場合において、シンガポールにおいて施行されている法令に基づきその所得の全額ではなくその所得のうちシンガポールに送金され又はシンガポール内で受領された部分に対して租税を課するときは、この協定に基づき日本国において認める租税の減免は、その所得のうちシンガポールに送金され又はシンガポール内で受領された部分についてのみ適用する。もっともまり、この制限は、シンガポール政府、通貨委員会、シンガポール貨幣管理局、シンガポール政府投資公社又は第十一条4(b)(iv)にいうシンガポール政府の所有する機関が取得する所得については適用しない。
- 2. 一方の締約国において他方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものに所得が生じ、かつ、当該一方の締約国において条件付きで又は無条件に租税を減免することがこの協定に規定されている場合には、この協定に基づき認める当該租税の減免は、その者について当該他方の締約国において施行されている法令に基づき租税が免除されており、かつ、その者が当該他方の締約国において実体を有して実際の活動を行っていないときには、当該所得については適用しない。

なお、シンガポールはその国内法において外国株主に支払う配当に対する源泉税は課さないこととされているため、シンガポール法人から日本に支払われる配当に関する主要目的テストの影響はない。日系多国籍企業でシンガポールに持株会社を有している場合には、当該シンガポール持株会社傘下の子会社からシンガポール持株会社に対して支払う配当に対する現地源泉税に対する PPT の適用がより大きな問題になると考えられる。特に、シンガポール持株会社の実体が希薄な場合には PPT を満たさずに現地源泉税の増加につながることも懸念される。

最初のページに戻る

II. アジア

インドネシア

インドネシアにおける近時の税制改正-租税条約の適用に関する行政 要件を軽減等

インドネシア政府は、2018 年末にかけて、歳入と共に投資環境を改善し、行政規定を簡素化し、納税者に対してより明確な指針を提供することを目的として、租税政策に関する新しい規則を発表した。以下では新規則の要点を記載する。

1. 租税条約の適用に関する行政要件を軽減

租税条約の履行に関する行政上の要件を簡素化するために、インドネシア政府は、11月21日付で、租税条約の適用に関する国税総局長規則 No. PER-25/PJ/2018 (PER-25) を発行し、この PER-25 は 2019年1月1日に施行された。

・ 納税者への影響

PER-25 の大きな変更点は、租税条約の適用を受ける権利を有する外国税務居住者は、インドネシア源泉徴取者へ毎月 DGT フォームを提出する必要がなくなったという点である。新規則では、DGT フォームは最大 12 か月間有効

となり、有効期間中は、外国税務居住者は当該納税者の全ての取引に対して 1つの DGT フォームを提出するだけで済むことになった。

源泉税を徴収するインドネシア国内の源泉徴収者は、外国税務居住者が提供 した DGT フォームを電子システムにより税務局長に提出する必要がある。提 出後にレシートが発行され、源泉徴収者は外国税務居住者にそのレシートを 提供しなければならない。このレシートは、有効期間中において、提出した DGT フォームの代わりになる。以降、外国税務居住者は、インドネシア国内 の源泉徴収者毎に新たな DGT フォームを提出する必要はなく、既存の DGT フォームのレシートを源泉徴収者へ提出するのみとなった。

新たなタックスホリデー規定規則 2.

インドネシア政府は、2018年 11月 26日付で、パイオニア産業において新規 に資本投資を行った納税者のためのタックスホリデーに係る規則を改正する 財務省規則(No.150/PMK.010/2018)に署名した。新しい規制では、政府は 最低投資額を 1,000 億 IDR (約720万米ドル) へと引き下げ、パイオニア産 業のリストを修正した。

納税者への影響

本タックスホリデーに係る期間とその投資額の詳細は以下のとおりである。

新規の資本投資額	免税率	期間
1000 億 IDR 以上 5,000 億 IDR 未満	50%	5 年間
5,000 億 IDR 以上 1 兆 IDR 未満	100%	5 年間
1 兆 IDR 以上 5 兆 IDR 未満		7 年間
5 兆 IDR 以上 15 兆 IDR 未満		10 年間
15 兆 IDR 以上 30 兆 IDR 未満		15 年間
30 兆 IDR 以上		20 年間

本タックスホリデー期間の終了後も、この恩典の対象となった納税者は法人 税の減税を受けることができる。具体的には、期間終了後の次の2会計年度 において、納税者はその法人所得税の 50%の減額 (5000 億 IDR 以上の投資 の場合) もしくは法人所得税の 25%の減額(1000 億 IDR 以上 5,000 億 IDR 未満の投資の場合)を享受することができる。

本タックスホリデーは、特定のパイオニア業界の納税者だけが享受できる。 ただし、本規則に記載されていない産業の企業は、投資調整庁(the Capital Investment Coordination Board) に申請書を提出することにより、この規制 に基づくタックスホリデーに申請し、関係省庁の承認が得られれば、優遇税 制の適用を受けることが出来る。

新規則では、「納税者が商業生産の開始」が生じた会計年度から優遇税制が 適用される。この「商業生産の開始」とは、製品が最初に販売された時、ま たは、当該製品を加工等のために使用した時とされており、より具体的には、 インドネシア税務当局が実地調査に基づいて商業生産の開始時期を決定する ことになっている。

本タックスホリデーの対象となった納税者は、納税者の生産および投資の実施状況を説明する年次報告書を、インドネシア税務当局に提出する必要がある。年次報告書の提出期限は、会計年度末から30日間となる。

最初のページに戻る

フィリピン

第11次外国投資ネガティブリスト発効

2018年11月16日付で、フィリピンの第11次外国投資ネガティブリストが発効した。第11次ネガティブリストは、様々な分野における外国資本の制限を緩和する各種法令における近時の改正を反映するもので、フィリピンにおける特定の産業分野における外国資本の制限の範囲を明確化することにより、外国投資に関して確実性をもたらすことを意図している。今後もフィリピンにおいては外国投資の促進のための各種法令の改正の動向が注視される。

外国資本の制限の不適用

第 11 次ネガティブリストは、以下の分野において外国資本による 100%資本 参加が認められることを明らかにした。

- インターネット事業
- 高等教育における教師(但し、専門分野を除く)
- 正式な教育制度の一部を構成しない、短期の高等技術開発のためのトレーニング施設
- 査定会社、貸金会社、ファイナンス会社及び投資会社
- 健康センター

インターネット事業をマスメディアと別途明確に定めたことは、インターネット事業が全てマスメディアではないことを示しているものと考えられるものの、マスメディアはなお外国資本の参加が認められていないことに留意が必要である。この変更は 1998 年の司法省意見に沿っているものであるが、他方で、インターネット及びモバイル技術はマスメディアのプラットフォームであるとの証券取引委員会意見を第 11 次ネガティブリストが覆すものであるかは必ずしも明らかではない。

第 11 次ネガティブリストの別紙は、フィリピン国民に限定されていない専門職の詳細と法令上の根拠を明らかにしている。薬局及び林業は、外国人の母国においてフィリピン人に許容されている限り、外国人にも許容されることとなった。放射線及びレントゲン技術、犯罪学並びに法学の専門職はフィリピン人に限定されており、また、船舶甲板航海士及び船舶機関士が新たにフィリピン人に限定される専門職として追加された。

発電事業及び競争市場における電力供給事業、並びに、公益事業の定義に含まれない類似の事業又はサービスは、公益事業の運営の除外とされることが明らかとなり、40%の外国資本制限の適用を受けないこととなった。

外国資本の制限の緩和

第 11 次ネガティブリストにおいて、以下の分野においては外国資本の制限が 緩和された。

- プライベート無線通信網(外国資本制限を20%から40%に緩和)
- 適用される規制枠組みに則った、国内で資金調達される公共事業における建設・修理契約(外国資本制限を25%から40%に緩和。但し、いわ

ゆる BOT 法 (フィリピン共和国法第 7718号) に基づくプロジェクト及 び国際競争入札が行われる外国資金調達・補助プロジェクトは外国資本制限に服さない)

外国資本の制限の強化

他方で、第 11 次ネガティブリストでは、私的探偵、監視員及び警備員の組織及び運営に係る事業について、完全に外国資本が制限されるとしている。

最初のページに戻る

Ⅲ. ヨーロッパ

英国

Brexit に関する最近の動向と今後の対応

多くのメディアで報じられたとおり、2019年3月29日に離脱期限を迎える英国の欧州連合(EU)からの離脱(Brexit)に関して、1月15日、英国の議会下院は、メイ政権が2018年11月13日にEUと合意した離脱協定(EU-UK Withdrawal Agreement)の案を歴史的大差で否決した。事態の打開のため、英国議会は、2019年1月29日、メイ首相が公表した代替案(プランB)や、その後に他の議員が提出した複数の修正案を審議し、その結果、保守党の一部議員が提出したEUに対して離脱協定におけるアイルランドの国境問題への対応方針の変更を求める修正案や、超党派議員が提出した合意なき離脱(no-deal Brexit)を拒否する修正案が可決された。今後、メイ首相は、メイ首相の代替案にこれら可決された2つの修正案を反映したものを前提に、EUと離脱協定案の再協議をすることとなるが、今のところ、EUとの間で離脱協定案の修正に合意できる見通しは立っていない。

このように、離脱期限が2か月後に迫るにもかかわらず、離脱期限後の英国とEUとの関係性は不透明なままであり、今後の可能性としては、以下を含む様々なシナリオが想定される。

- (1) EU との離脱協定の最終合意
- (2) 離脱期限の延期
- (3) 合意なき離脱
- (4) 再国民投票
- (5) 離脱通知(EU条約第50条に基づく通知)の撤回(no Brexit)

現時点で Brexit の帰趨を予測することは困難であるが、仮に離脱となった場合には、英国と関連を有する企業の事業に対して幅広い、かつ場合によっては深刻な影響を及ぼすことがありうるため、想定される複数のシナリオを見据えた Brexit 対応が極めて重要である。

ベーカーマッケンジーは、2016年の英国でのEU離脱に関する国民投票以降、英国内外の数多くのクライアントとの間でBrexit対応策を協議・策定し、また、Brexit特設ページなどを通じてBrexitのビジネス上の影響や法的示唆について幅広い情報発信をしている。ベーカーマッケンジーのBrexitフォーカスチームは、このような情報発信の一環として、Brexitの影響を最も強く受けるであろう重要分野に関するチェックリスト(英文)を公表しており、未だ方向性の定まらない状況下でのBrexit対応において、ご活用いただきたいと考えている。

トルコ

ウェブ広告サービス業者に対する源泉徴収義務の追加

昨年12月19日、大統領令第476号(以下、「新大統領令」という。)が交付され、ウェブ上の広告サービス提供業者又はその中間業者に対する支払に関する新たな源泉徴収義務が課されることとなった。新大統領令は2019年1月1日以降になされる支払について効力を生じる。

1. 新大統領令の概要

遡ること 2018 年 9 月、トルコ租税手続法が改正された(法律第 6745)。当該改正では、課税取引に関わる当事者及び中間業者に対して源泉徴収義務を負わせ、また事業の種別・内容、セクター・顧客層等によって異なる税率を設ける大統領権限が認められた。当該権限は、支払受領者がトルコ納税者であるか否か、支払者又は中間業者が法令上源泉徴収義務を負うか否か、当該支払が商品の売買やサービスの提供に関連するか否か、商品の売買やサービスの提供が電子的に提供されるか否か、課税標準を定める上で当該支払額が控除されるか否かによって影響されない。

新大統領令は当該租税手続法第 11 条に基づき発布されたもので、ウェブ上で 提供される広告サービスに関する支払に対する源泉徴収税率の内容が詳細化 されている。その内容は、大要以下のとおりである。

- ・ トルコ所得税法第94条に定める個人に対する支払:15%
- ・ トルコ法人税法第30条に定める非居住者法人等に対する支払:15%
- ・ トルコ法人税法第 15 条に定めるトルコ法人税納税者である居住者に対する支払:0%

2. 実務に与える影響

上記のとおり、今回の新大統領令は主に一定の個人または非居住者法人等に対する課税ベースの拡大を目的としたものである。そのため、課税要件に該当する事業を行っている、又は行うことを予定している海外事業者は特に注意が必要である。なお、新大統領令の内容はトルコを一方締結者とする租税条約の内容によっては適用関係に混乱をもたらす可能性があり、新大統領令に基づいて生じる課税関係については、適用のある租税条約の解釈とあわせた検討が必要と思われる。

最初のページに戻る

本ニューズレターに 関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー28F Tel 03 6271 9900 Fax 03 5549 7720 www.bakermckenzie.co.jp

© 2018 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)はベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)及び
ベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。 法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。